夏期臨時地域児童育成会の申請についての Q&A

Q1　夏期臨時地域児童育成会に申請したい場合は、どうすればよいですか。
A1　通年申請の申請書類一式と併せて、「夏期臨時地域児童育成会利用申請書」（以下「利用申請書」という。）を提出してください。

Q2　夏期臨時地域児童育成会のみの申請はできますか。
A2　利用申請書に、「令和 9 年度入所申請について、通年入所が決定、待機のいずれの場合であっても、夏季休業期間中のみの入所に申請します。」という選択肢がありますので、そちらにチェックを入れて通年申請の申請書類一式と併せて提出してください。
※夏期臨時地域児童育成会のみの希望であっても、通年申請の申請書類一式が必要となります。

Q3　支援を要する児童（療育手帳所持、特別支援学級在籍等）は夏期臨時地域児童育成会の申請ができますか。
A3　大変申し訳ございませんが、支援を要する児童の方はご申請いただけません。
夏期臨時地域児童育成会は通年の育成会と異なり毎日担当する職員が変わります。
そのため、お子様を安全にお預かりする環境の確保が難しく、加配の有無に関わらずご申請いただけません。

Q4　通年申請で待機になった場合に、夏期臨時地域児童育成会に入所したいのですが、どうすればよいですか。
A4　利用申請書に、「令和 9 年度入所申請について、待機となる場合は、夏季休業期間中のみの入所に申請します。」という選択肢がありますので、そちらにチェックを入れて通年申請の申請書類一式と併せて提出してください。

Q5　夏期臨時地域児童育成会に入所することになった場合は、通年申請の取扱いはどうなりますか。
A5　夏期臨時地域児童育成会に入所が決定した場合は、下記のとおりになります。

・ 低学年（新 1 年～3 年生）
→通年の待機順位は維持されます。7 月 1 日までに通年入所の順番が回って来た際は通年の育成会への入所になり、夏期臨時地域児童育成会の入所は辞退になります。（申請時から状況が変わり、夏期臨時地域児童育成会のみの利用を希望される方は通年の入所・待機を辞退してください。）

・ 高学年（新4年～6年生）
→通年の待機は辞退となります。
通年の待機を維持される方は、5月初旬に送付する「夏期臨時地域児童育成会入所許可通知書」の同封書類で、通年の待機の維持を希望する旨を回答してください。待機を維持された方の対応については、低学年の方と同様になります。

Q6　利用申請書の「令和９年度入所申請について、通年入所が決定、待機のいずれの場合であっても、夏季休業期間中のみの入所に申請します。」にチェックを入れ、結果的に夏期臨時地域児童育成会に入所決定した場合、夏休みまでの期間は通年の放課後児童クラブに通うことができますか。

A6　できません。夏期臨時地域児童育成会に入所が決定した時点で通年の入所は辞退となります。

Q7　早期申請一次で利用申請書の「令和9年度入所申請について、待機となる場合は、夏季休業期間中のみの入所に申請します。」にチェックを入れて提出しました。早期申請一次の結果、通年は待機となってしまった際に、早期申請二次・三次で他の放課後児童クラブに申請できますか。

A7　可能です。

Q8　早期申請一次で利用申請書を提出し、待機となりました。早期申請二次・三次で他の放課後児童クラブに申請する際、変更利用申請書は、再度提出は必要ですか。

A8　早期申請一次で利用申請書を提出された場合は、同じ内容を早期申請二次・三次にも適用しますので、再度の提出は不要です。

Q9　早期申請期間中に、利用申請書を提出しませんでしたが、待機となったため、後から利用申請書のみを提出して夏期臨時地域児童育成会を利用することは可能でしょうか。

A9　提出可能です。早期申請二次・三次の期間にアフタースクール課へ提出してください。

Q10　早期申請一次で利用申請書を提出していませんが、早期申請二次・三次で利用申請書を併せて提出できますか。

A10　可能です。Q9に記載の対応となります。

Q11　夏期臨時地域児童育成会の入所決定はいつ頃わかりますか。

A11　5月初旬に郵送にて通知させていただく予定です。

Q12　利用申請書を提出しましたが、家庭の事情が変わったので取り消しできますか。

A12　原則取り下げることはできませんが、状況に応じて検討しますので、3月末までにアフタースクール課へご相談ください。